

福島県土木部複数監督員制度実施要綱

(適用)

第1条 この要綱は、土木建築技術職員（以下「技術職員」という。）が、工事及び委託の監督業務を行う場合に適用する。

(目的)

第2条 土木部が発注する工事及び委託業務においては、発注者責任（＝「公正さを保ちつつ、良質なモノを低廉な価格でタイムリーに調達し提供する責任」）の適正な履行が求められており、そのためには技術職員が監督員としての必要な能力を有していることが必要不可欠である。

このため、技術職員を対象として、指導的又は専門的立場の職員と2人で監督業務を行う複数監督員制度を導入し、技術職員の人材育成又は業務補完を図ることを目的とする。

(複数監督員の所掌事務)

第3条 複数監督員は2名とし、正監督員と副監督員と呼ぶ。

2 正監督員と副監督員の権限の分担は、工事にあつては第7条、委託業務にあつては第8条のとおりとする。

(副監督員となる対象職員)

第4条 採用1年目の技術職員は必ず対象とする。

2 2年目以上の技術職員は、所属長の判断により対象とすることができる。

3 土木施設（道路、河川、ダム、港湾施設（建築物は除く。））に附帯する設備に関する営繕工事（以下「土木設備工事」という。）を担当する技術職員は、電気職又は機械職とする。

※ 土木設備工事は、営繕工事等事務取扱要領に基づき実施する工事とする。

(正監督員となる対象職員)

第5条 副監督員を指導できる技術職員とし、所属長の判断により決定する。

2 土木設備工事を担当する技術職員は、土木職とする。

(対象工事及び委託業務)

第6条 対象工事及び委託業務は、第4条の職員が副監督員となる工事及び委託業務とする。

2 上記以外の工事及び委託業務にあつては、所属長の判断により対象とすることができる。

(工事における権限分担)

第7条 福島県工事請負契約約款(以下「約款」という。)第9条第2項第1号から第3号に基づく監督員の権限のうち、正監督員は第1号及び第2号の権限を有するものとし、副監督員は第3号の権限の一部を所属長の委任を受け担当できるものとする。

(参考) 福島県工事請負契約約款第9条第2項

監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)

2 約款第9条第3項に基づき、監督員の有する権限の内容を受注者に通知する場合は、金抜設計書に明示するものとする。(別紙様式「監督員の権限内容について(工事用)」を特記仕様書に添付する。)

(委託業務における権限分担)

第8条 土木設計業務等委託契約書、測量調査業務委託契約書又は建築設計業務委託契約書(以下「契約書」という。)第9条(建築設計業務委託契約書においては第14条。以下同じ。)第2項第1号から第4号に基づく監督員の権限のうち、正監督員は第1号から第3号までの権限を有するものとし、副監督員は第4号の権限の一部を所属長の委任を受け担当できるものとする。

(参考) 土木設計業務等委託契約書第9条第2項

監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示
- (2) この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議
- (4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

2 契約書第9条第3項に基づき、監督員の有する権限の内容を受注者に通知する場合は、金抜設計書に明示するものとする。(別紙様式「監督員の権限内容について(委託用)」を特記仕様書に添付する。)

(正監督員の役割)

第9条 正監督員は、第7条及び第8条の権限を履行する場合において、副監督員を同席又は臨場させ、副監督員の能力向上に努めなければならない。

また、副監督員が委任された業務を履行する場合においても、同席又は臨場することとする。

2 土木設備工事を含む設計業務等を担当する正監督員は、必要に応じ副監督員を同席又は臨場させる。

なお、副監督員は正監督員業務の技術支援を行う。

(付 則)

本要綱は、平成17年5月11日から施行する。

本要綱は、平成18年3月24日から施行する。

本要綱は、平成25年1月1日から施行する。

本要綱は、令和5年4月1日から施行する。

